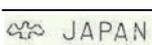


地方自治法施行60周年記念シリーズ 島根県

初日用通信日付印の使用等【郵便事業株式会社】

1 窓口での依頼

使用日時	使用支店	使用する初日用通信日付印の種類
20.12.8 (9:00-12:00)	日本橋	(1)及び(3)の初日印 (1) (3)   
	札幌、旭川、函館、釧路、仙台、青森、盛岡、秋田、山形、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、横浜、甲府、神田、京橋、芝、上野、渋谷、新宿、長野、新潟、富山、福井、金沢、名古屋、静岡、津、岐阜、大津、大阪、大阪東、奈良、和歌山、京都、神戸、岡山、鳥取、松江、広島東、福山、山口、広島、徳島、高松、高知、松山、福岡、北九州、佐賀、大分、宮崎、長崎、熊本、鹿児島及び那覇	(1)及び(2)の初日印 (1) (2)  

2 郵便による依頼

受付支店	受付期限	使用する初日用通信日付印の種類	初日印として使用する日付印
松江支店 〒690-8799 島根県松江市 東朝日町138	平成20年11月25日(火) (当日消印有効)	(1)及び(2)の初日印 (1) (2)  	表示年月日：20.12.8 松江支店の風景印

注1 (2)及び(3)の初日印の引受消印は、外国あてに限るものとします。

注2 郵便による申込みに係る初日押印の場合、引受消印をする郵便物又は記念押印する物件の大きさは、定形郵便物の最大寸法を超えないものに限るものとします。

注3 使用する日付印の種類を押印見本については、それぞれの使用支店である松江支店及び12月8日に読み替えます。